

<以下仮訳ですので、ご使用に当たっては原文をご確認ください>

http://www.gov.cn/xinwen/2022-10/30/content_5722638.htm

中华人民共和国中央人民政府

www.gov.cn

(2022年10月30日第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十七次会议通过)

中华人民共和国黄河保护法

目次

- 第1章 総則
- 第2章 計画及び管理
- 第3章 生態保護及び修復
- 第4章 水資源の保全と集中利用
- 第5章 水と土砂の管理制御及び治水安全
- 第6章 汚染防止
- 第7章 質の高い開発の推進
- 第8章 黄河文化の保護と継承促進
- 第9章 保護及び監督管理
- 第10章 法的責任
- 第11章 附則

第1章 総則

第1条 (制定目的)

黄河流域の生態保護を強化し、黄河の安全を確保し、水資源の保全と集中的な利用を促進し、質の高い発展を推進し、黄河文化の保護・継承を促進し、人と自然の調和・共生を実現し、中華民族が永続的に発展するために、本法を制定する。

第2条 (適用範囲)

黄河流域の生態保護と質の高い発展の為の各種活動に、本法を適用する：本法に於いて規定されていない場合は、他の関連法律・規定を活用する。

本法で呼称する黄河流域とは、黄河本流、支流、及び湖沼等の集水域であり、関係する地域は、青海省、四川省、甘肅省、寧夏回族自治区、内蒙古自治区、山西省、陝西省、河南省、山東省の関係する県級行政区を指す。

第3条 (実施原則)

黄河流域の生態保護と質の高い発展は、中国共産党による指導を堅持し、保護と統治に焦点を当てて実行し、汚染防止を強化し、生態を優先し、グリーン開発、水量を測定して節水を心掛け、地域の実情に合わせて対策し、全体計画と共同推進の原則により実施する。

第4条 (黄河流域全体調整機構)

国は、黄河流域の生態保護と質の高い発展のための全体的な調整機構（以下、“黄河流域全体調整機構”と呼称）を設立し、黄河流域の生態保護と質の高い発展業務を全面的に指導し、調整し、黄河流域の主要な政策、主要な計画、主要なプロジェクト等を審議し、地域間および部門間の重大課題を調整し、関連する重要業務の実施状況を検査・監督する。黄河流域の省、自治区は、必要に応じて省級の調整機構を設立し、各行政区に於ける黄河流域の生態保護と質の高い発展業務を組織し、調整することができる。

第5条（黄河流域管理機関、黄河流域生態管理機関）

国務院の関連部門は、責任分担に従い、黄河流域の生態保護と質の高い発展に関連する業務に責任を負う。国務院水利行政主管部門である黄河水利委員会（以下、“黄河流域管理機関”という）及びその所属管理機関は、法律に従って水行政監督管理の責任を果たし、“黄河流域全体調整機構”に関連する作業を支援し、保証する。国務院生態環境主管部門である黄河流域生態環境監督管理機関（以下“黄河流域生態環境監督管理機関”という）は、法律に従って黄河流域の生態環境監督管理に関する業務を行う。

第6条~第19条まで、省略

第2章 計画及び管理

第20条（黄河流域計画）

国家建設は、国家開発計画によって主導される。土地利用計画に基づき、特別計画、地域計画によって黄河流域計画体系支援し、黄河流域の生態保護と質の高い発展を促進する為に主導し、指導、拘束する。

第21条（国務院及び県級地方政府による黄河保護）

国務院及び黄河流域の県級地方人民政府は、黄河流域の保護と質の高い発展を国家経済社会発展計画に組み入れなければならない。

国務院発展改革部門は、国務院の関連部門と協力して、黄河流域の生態保護及び高品質発展計画を策定し、国務院に報告し、承認された後に実施する。

第22条（国務院天然資源主管部門の役割）

国務院天然資源主管部門は、国務院の関連部門と連携して、黄河流域の国土利用計画を編成し、黄河流域の農業、生態、都市等の機能的な秩序のある配置を科学的に計画し、恒久的な基本農地、生態保護の赤線（レッドライン）、都市開発の境界線を制定し、国土空間の構造と配置を最適化し、黄河流域の国土空間利用の任務を主導し、国務院に報告し、承認後に実施しなければならない。黄河流域の国土利用の特別計画は、黄河流域の国土利用計画と連携しなければならない。

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、その行政区域の国土利用計画を作成し、所定の手続きに従い報告し、承認後に実施する。

第23条（国務院水行政主管部門の役割）

国務院水行政主管部門は、国務院の関連部門及び黄河流域の省級人民政府と共に、統一計画、統一管理、統一日程の原則の下に、法律に従って、黄河流域の総合計画、水資源計画、洪水防止計画等の特別計画を策定し、水資源の節約、保護、開発、利用及び水害の防止と管理を行わなければならない部署である。

黄河流域の生態環境保護等の計画は、関連する法律、行政法規の規定に従って作成される。

第 24 条 (国民経済及び社会発展計画等)

国民経済及び社会開発計画、国土総合利用計画の策定、及び主要な産業政策の制定は、黄河流域の水資源条件と洪水防止要件に適合し、且つ科学的実証を経なければならない。

黄河流域の工業、農業、牧畜業、林草業、エネルギー、交通輸送、観光、天然資源開発等の特別計画、及び水資源開発・利用に関する開発区、新区計画等は、水資源に関する論証を計画し実施しなければならない。

水資源に関する論証を実施していない場合、或いは論証により水資源強制性管理制御指標を満たしていないことが認定された場合、計画承認機関はその計画を承認してはならない。

第 25 条 (用途制限)

国家は、黄河流域の国土利用に対する用途制限管理を実施する。黄河流域の県級以上の地方人民政府の天然資源主管部門は、国土利用計画に従って、管轄範囲内の黄河流域の国土利用実施区分に対して、用途を分類し規制管理を行う。

黄河流域に於ける国土開発・利用活動は、国土利用の用途制限要件を満たさなければならない。且つ法律に従って計画許可を取得しなければならない。

国の関連規定に違反し、国务院の承認を経ずに、恒久的な基本農地を占有し建設を行うことを禁止する。勝手に耕地を占有し、非農業目的の建設を行うことを禁止し、耕作地を森林、草地、庭園等のその他の農用地へ転換することを厳しく制限・管理する。

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、黄河流域の人工湖、人工湿地等の人工水景観関の新建設を厳格に制限・管理し、“黄河流域全体調整機構”は、関連部門を組織して監督・管理を強化しなければならない。

第 26 条 (管理区分の分類、管理範囲内に於ける化工事業の禁止)

黄河流域の省級人民政府は、その行政地域の生態環境及び資源利用状況に基づき、また生態保護赤線 (レッドライン)、環境品質底線 (ボトムライン)、資源利用上線 (アッパーライン) の要求事項を参照して、生態環境区分管理・制御計画及び生態環境アクセスリストを制定し、国务院生態環境主管部門に報告した後、実施する。生態環境区分管理・制御計画及び生態環境アクセスリストは、国土利用計画と連携していなければならない。

黄河の本流及び支流の岸線の管理範囲内に、化工園區及び化工プロジェクトを新たに建設又は拡張することを禁止する。黄河本流の岸線及び主要な支流の岸線の管理範囲内に、廃鉱物庫を新たに建設、改造、拡張することを禁止する；但し、安全水準の向上、生態環境保護水準の向上を目的とする改造は除外する。主流と支流の目録、及び岸線管理・制限範囲は、国务院の水行政、天然資源、生態環境主管部門が、職責に応じて、黄河流域の省級人民政府と共に決定、公布する。

第 27 条 (水力発電開発)

黄河流域の水力発電開発は、国家発展計画、河川流域総合計画、及び生態保護の要求を満たすために、科学的実証を行わなければならない。黄河流域にある生態保護要件を満たさない既設の小水力発電施設に対して、県級以上の地方人民政府は、分類整理して改修す

るか又は段階的廃止の措置を講じなくてはならない。

第 28 条（黄河流域管理機関の総合調整）

黄河流域管理機関は、洪水防止と土砂削減、都市と地方の水供給、生態保護、灌漑用水、水力発電等の目標を調整し、水資源、水と土砂、洪水防止のための総合調整システムを確立し、黄河の本流と支流における水管理の統一的調整を実施し、流域に於ける水の安全を確保し、水資源の総合利益を十分に発揮する。

第 3 章 生態保護及び修復

第 29 条～第 44 条； 省略

第 4 章 水資源の保全と集中利用

第 45 条～第 59 条； 省略

第 5 章 水と土砂の管理制御及び治水安全

第 60 条～第 71 条； 省略

第 6 章 汚染防止

第 72 条（黄河流域の汚染管理の推進）

国は黄河流域に於ける、農業面からの汚染、工業汚染、都市及び農村の生活汚染等に対する総合管理、系統的管理、発生源管理を強化し、主要河川・湖沼の環境の総合的改善を推進する。

第 73 条（黄河流域の水質環境基準）

国務院生態環境主管部門は、**黄河流域の水質環境基準**を制定し、**国家水質環境基準中に未制定の項目について補足規定を設けることができる**；**国家水質環境基準で既に規定されている項目について、より厳しい規制を設けることができる**。黄河流域の水質環境基準の制定は、国務院の関連部門及び関連する省級人民政府の意見を求めなければならない。黄河流域の省級人民政府は、黄河流域の水質環境基準よりも厳しい地方水質環境基準を制定ことができ、国務院生態環境主管部門に報告して記録する。

第 74 条（地域の水質汚染物質排出基準の制定）

国家水質汚染物質排出基準がない特別な産業、特有な汚染物質、及び国家が明確に要求している特定水質汚染源或いは水質汚染物質に対して、黄河流域の省級人民政府は、地方の水質汚染物質排出基準を補足的に制定し、国務院生態環境主管部門に報告して記録を残さなければならない。次のいずれか一つに該当する場合、黄河流域の省級人民政府は、**国家水質汚染物質排出基準よりも厳しい地方水質汚染物質排出基準を制定し**、国務院生態環境主管部門に報告して記録しなければならない：

- (1) 産業が密集し、水質環境問題が突出している場合。
- (2) 既存の水質汚染物質排出基準では、黄河流域の水質環境要件を満たせない場合。
- (3) 流域や地域の水質環境状況が複雑であり、統一的な水質汚染物質排出基準を適用す

ることが出来ない場合。

第 75 条（水質汚染物質排出の総量規制）

国務院生態環境主管部門は、水質環境品質の改善目標及び水質汚染防止要件に基づいて、**黄河流域に於ける各省級行政区域の主要な水質汚染物質排出の総量規制指標を決定する。**黄河流域の水質環境品質が標準に達していない水機能活用地区の場合、省級人民政府の生態環境主管部門は更に厳しい水質汚染物質排出総量の削減措置を実施し、期限内に水質環境品質目標を達成しなければならない。水質汚染物質を排出する企業及び事業組織は、要件に従って、水質汚染物質排出の総量を管理制御する措置を講じなければならない。

黄河流域に於ける県級以上の地方人民政府は、汚水、固形廃棄物の収集、処理、処分等の環境インフラ施設を構築し、施設の正常な運用を確保し、地域の状況に応じた農村部に於けるトイレ改修、家庭ごみ処理と下水処理を推進し、黒く臭い水を無くさなければならない。

第 76 条（汚水排水口の新設等の手順）

黄河流域の河川、湖沼に於いて、汚水排出口を新設、改造又は拡張する場合、管轄権を持つ生態環境主管部門或いは“黄河流域生態環境監督管理機構”に報告し、承認されなければならない。汚水排出口の新設、改造又は拡張が、洪水防止、給水、堤防の安全、河川水の勢いに影響を与える可能性がある場合、承認に際しては県級以上の地方人民政府の水行政主管部門或いは“黄河流域管理機関”の意見を求めなければならない。

黄河流域水質環境品質目標を達成していない水機能区域は、汚水集中処理施設等の重要な民生施設の汚水排出口を除き、汚水排出口の新設、改造、又は拡大を厳格に規制管理しなければならない。

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、その行政区域の河川、湖沼の汚水排出口に対して、組織的に調査、是正を行い、責任主体を明確にし、分類管理を行わなければならない。

第 77 条（化工園區等のリスク評価、汚水排出監視）

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、河川や湖沼に沿った“ごみ”埋め立て場、ガソリンスタンド、石油貯蔵所、鉱山、鉱山廃棄物所、危険物廃棄処分場、化工園區及び化工プロジェクト等の主要な地下水汚染源及び周囲の地下水環境に及ぼす潜在リスクに対して、組織的に調査・評価を行い、リスクの防止と是正措置を講じなければならない。

黄河流域にある市級以上の地方人民政府の生態環境主管部門は同級の人民政府関連部門と協議し、“地下水汚染防止に関する“重点汚染物質排出事業者リスト”を制定、公布しなければならない。地下水汚染防止に関する“重点汚染物質排出事業者”は、法に従って、自主的な水質汚染物質排出自動監視測定設備を設置し、生態環境主管部門の監視装置とのネットワークを構築し、観測設備の正常な運転を確保しなければならない。

第 78 条（重点管理地区の指定）

黄河流域の省級地方人民政府の生態環境主管部門は、同級の人民政府の水行政、天然資源等の主管部門と協力して、その行政区域に於ける地下水汚染防止・管理の必要性に応じて、地下水汚染防止重点地区を制定し、環境アクセス、潜在危険性の調査、リスク管理等の管理要件を明確にしなければならない。

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、石油及びガス採掘地域等に於ける地下水汚染の

防止に関する監督管理を強化しなければならない。黄河流域に於ける石層メタン（シェールガス）、タイトガス（在来型ガスが貯留している地層よりも硬質な砂岩層に貯留した天然ガス）等の非在来型天然ガスの開発の場合、生成する破砕液と採出水の処理と処分に於いて、土壌及び地下水を汚染してはならない。

第 79 条（県級地方人民政府による土壌汚染等の防止）

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、黄河流域に於ける土壌生態系の環境保護を強化し、新たな土壌汚染を防止し、現地の状況に応じて土壌汚染リスクの管理・制御及び修復を推進しなければならない。黄河流域の県級以上の地方人民政府は、黄河流域に於ける固体廃棄物による環境汚染の防止・管理を強化し、組織的に固形廃棄物の不法な移動と投棄を防止・管理しなければならない。

第 80 条（大気、水、土壌の定期的監視）

国務院生態環境主管部門は、黄河流域に於いて定期的に大気、水、土壌、生物に含まれる有毒有害な化学物質の調査・監視を実施し、併せて国務院の保健衛生健康等の主管部門と協力して黄河流域に於ける有毒有害化学物質の環境リスク評価と管理・制御を行わなければならない。国務院の生態環境主管部門及び黄河流域の県級以上の地方人民政府とその関連部門は、残留性有機汚染物質（POP s）等の新しい汚染物質の管理・制御を強化しなければならない。

第 81 条（農業関連資材の使用監視）

黄河流域の県級以上の地方人民政府及びその関連部門は、農薬、化学肥料等の農業投入物品の使用総量を管理・制御し、また使用指導及び技術サービスを行い、病虫害のグリーン防除（総合的防除）等の先進技術の活用を促進し、灌漑地域農地に於ける排水循環使用を実施し、農業汚染源の監視と予防を強化しなければならない。

黄河流域の農業生産経営者は、化学的合理的に、農薬、化学肥料、殺鼠剤等の農業投入物品を使用し、農業資材の包装廃棄物、農業用フィルム等の農業廃棄物を科学的に処理・処分し、農作物の藁を総合的に利用し、家畜、家禽、水産養殖による汚染の防止・管理を強化しなければならない。

第 7 章 質の高い開発の推進

第 82 条（質の高い開発の為の地域経済と生産の最適化）

黄河流域の質の高い発展を促進するために、新しい発展理念を堅持し、発展方式のグリーン化への転換を加速し、生態保護を前提とした地域経済と生産力の配置を調整して最適化しなければならない。

第 83 条（地域振興戦略等の実施）

国務院の関連部門及び黄河流域の県級以上の地方人民政府とその関連部門は、黄河流域の生態系保護と質の高い開発戦略を、地方振興戦略、進しい都市化戦略、及び中部振興、西部大開発等の地域振興発展戦略の実施について共同で推進し、都市と農村のインフラ施設建設と産業の発展を調整し、都市と農村の生活環境を改善し、基本的な公共サービスシステムを改善し、都市と農村の統合開発を促進しなければならない。

第 84 条（都市の環境収容力の向上）

国務院の関連部門及び黄河流域の県級以上の地方人民政府は、生態環境、水資源等に対する制約及び都市開発に於ける境界管理を強化し、黄河流域の上・中流域における新しい各種開発区の建設を厳格に管理制御し、節水型都市、海綿都市（貯水利用）の建設を促進し、都市の総合的な環境収容力及び公共サービス能力を向上させなければならない。

第 85 条（農村開発）

国務院の関連部門及び黄河流域の県級以上の地方人民政府は、農村の配置を科学的に計画し、生態保護と農村開発を調和させ、農村に於ける公共インフラ建設を強化し、農村における産業の統合開発を促進し、グリーンエネルギーと低炭素エネルギーの使用を奨励し、農家住宅と村建設の近代化を加速し、田園風景を形作り、生態的に住みやすく美しい村を建設しなければならない。

第 86 条（高水消費、高汚染事業等の制限）

黄河流域の産業構造と配置は、黄河流域の生態系及び資源の環境収容力に適合していなければならない。**黄河流域に於ける高水消費、高汚染或いは高エネルギー消費のプロジェクトを厳しく制限する。**黄河流域に於ける石炭、火力、鉄鋼、コークス、化学工業、非鉄金属等の産業は、クリーン生産を実施しなければならず、法律に従って強制的なクリーン生産の監査を実施する。

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、企業のクリーン生産への改造を推進し、工業的省エネの応用や、資源の総合活用などの先進的且つ適用可能な技術設備の推進を組織的に行うための措置を講じ、グリーン製造体系を改善しなければならない。

第 87 条（インフラネットワークの構築）

国は、黄河流域に於ける新しいインフラ設備の建設を奨励し、交通運輸、水利、エネルギー、災害の防止・軽減等のインフラ設備のネットワークを改善する。黄河流域の県級以上の地方人民政府は、製造業の質の高い発展及び資源型産業の転換を促進し、地域の状況に応じた特徴的で有利な近代産業及びグリーンで低炭素なエネルギーを開発し、産業構造、エネルギー構造、交通運輸構造等の最適化を推進し、CO2 排出ピークアウトとカーボンニュートラルの取組を推進しなければならない。

第 88 条（農業の近代化促進）

国は黄河流域に於いて高水準の農地、近代的な畜産業生産基地、遺伝資源及び種子生産基地の建設を奨励・支援し、現地の状況に応じて塩分土壌での農業技術の研究、開発及び応用を行い、地方品種の地理的表示製品保護申請を支援し、近代的な農業サービス産業を発展させる。国務院の関連部門及び黄河流域の県級以上の地方人民政府は、農業産業構造を組織的に調整し、農業産業の配置を最適化し、地域に有利な農産物を発展させ、国家の食糧安全保障戦略に貢献しなければならない。

第 89 条（黄河流域の科学技術振興）

国務院の関連部門及び黄河流域の県級以上の地方人民政府は、黄河流域に於ける科学技術革新を奨励・支援し、社会的資金によって開発と応用促進の成果が得られるように導き、黄河流域に於ける科学技術革新能力を向上させなければならない。国は社会的基金を支援して黄河流域科学技術成果転換基金を設立し、科学技術投融资システムを改善し、政府調

達、技術基準、インセンティブ制度等を総合的に運用して、科学技術成果の応用使用を促進する。

第 90 条（住民の意識向上）

黄河流域の県級以上の地方人民政府及び関連部門は、効果的な措置を講じて、行政区域内に於ける生態環境、天然資源に対する都市及び農村の住民の意識を向上させ、住民がグリーンで低炭素（低 CO2 排出）であるライフスタイルを形成するように支援し、導かなければならない。

第 8 章 黄河文明の保護と継承促進

第 91 条～第 99 条；省略

第 9 章 保護と監督管理

第 100 条～第 107 条；省略

第 10 章 法的責任

第 108 条～第 120 条；省略

第 11 章 附則

第 121 条（用語の定義）

本法律に於ける以下の用語の意味は次の通り：

- (1) 黄河本流とは、黄河の源流から黄河の河口までを指し、流路は青海省、四川省、甘肅省、寧夏回族自治区、内蒙古自治区、山西省、陝西省、河南省、山東省の主要河川範囲を指す（海を含む）。
- (2) 黄河支流とは、黄河本流に直接または間接的に流入する河川を指し、支流は、一級支流と二級支流等に分けられる。
- (3) 黄河の主要な支流は、湟水、洮河、祖厉河、清水河、大黒河、皇甫川、窟野河、无定河、汾河、渭河、伊洛河、沁河、大汶河などの 13 の一級支流である。
- (4) 黄河氾濫原とは、黄河流域の河川管理範囲内の地域で、歴史的な理由により、人々が生活し耕作する氾濫原であり、洪水の放出、洪水の保持、砂の堆積の機能がある。

第 122 条（施行日）

本法は、2023 年 4 月 1 日から施行する。